



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日  
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 条 例

- 沖縄県税条例の一部を改正する条例（税務課） ..... 1

### 規 則

- 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則（税務課） ..... 3

### 公布された条例のあらまし

#### ○沖縄県税条例の一部を改正する条例

- 1 県たばこ税の税率を1,000本につき105円引き上げることとした。（第85条の2関係）
- 2 軽油引取税に関する規定の用語の整理を行うこととした。（第190条関係）
- 3 附則で定める県たばこ税の税率について、旧3級品以外の製造たばこは1,000本につき105円引き上げ、旧3級品の紙巻たばこは1,000本につき50円引き上げることとした。（附則第8項及び第9項関係）
- 4 この条例は、平成18年7月1日から施行することとした。（附則第1項）
- 5 この条例の施行に伴い、県たばこ税について、平成18年7月1日（以下「指定日」という。）前に旧税率により県たばこ税が課された製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等又は小売販売業者に対し、税率の引上げ分に相当する県たばこ税を課するための経過措置を実施することとした。（附則第3項から第7項まで）

## 条 例

沖縄県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成18年6月30日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県条例第40号

### 沖縄県税条例の一部を改正する条例

沖縄県税条例（昭和47年沖縄県条例第59号）の一部を次のように改正する。

第85条の2中「793円」を「898円」に改める。

第190条第1項中「営業」を「事業」に改め、同条第3項中「本節」を「この節」に改める。

附則第8項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「969円」を「1,074円」に改め、附則第9項中「平成15年7月1日」を「平成18年7月1日」に、「461円」を「511円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、平成18年7月1日から施行する。
- 2 平成18年7月1日（次項及び附則第4項において「指定日」という。）前に課した、又は課すべきであった県たばこ税については、なお従前の例による。
- 3 指定日前に沖縄県税条例第83条第1項の売渡し又は同条第2項の売渡し若しくは消費等（同条例第85条の3第1項第1号及び第2号に規定する売渡しを除く。）が行われた製造たばこを指定日に販売のため所持する卸売販売業者等（改正後の沖縄県税条例（以下「新条例」という。）第83条第1項に規定する卸売販売業者等をいう。以下この項及び附則第7項において同じ。）又は小売販売業者がある場合において、これらの者が所得税法等の一部を改正する等の法律（平成18年法律第10号）附則第156条第1項の規定により製造たばこの製造者として当該製造たばこを指定日にこれらの者の製造たばこの製造場から移出したものとみなして同項の規定によりたばこ税を課されることとなるときは、これらの者が卸売販売業者等として当該製造たばこ（これらの者が卸売販売業者等である場合には当該製造たばこの貯蔵場所、これらの者が小売販売業者である場合には当該製造たばこを直接管理する当該小売販売業者の営業所において所持されるものに限る。）を指定日に小売販売業者に売り渡したものとみなして、これらの者に県たばこ税を課する。この場合における県たばこ税の課税標準は、当該売り渡したものとみなされる製造たばこの本数とし、次の各号に掲げる製造たばこの区分に応じ当該各号に定める税率により県たばこ税を課する。
  - (1) 製造たばこ（次号に掲げる製造たばこを除く。） 1,000本につき105円
  - (2) 新条例附則第9項に規定する紙巻たばこ 1,000本につき50円
- 4 前項に規定する者は、同項に規定する貯蔵場所又は営業所ごとに、地方税法施行規則等の一部を改正する省令（平成18年総務省令第60号）別記第1号様式の申告書を指定日から起算して1月以内に知事に提出しなければならない。
- 5 前項の規定による申告書を提出した者は、平成19年1月4日までに、当該申告書に記

載された県たばこ税額に相当する金額を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。附則第7項において「施行規則」という。）第16号の4様式の納付書によって納付しなければならない。

- 6 附則第3項の規定により県たばこ税を課する場合には、同項から前項までに規定するもののほか、新条例第85条第2項中「前項」とあるのは「沖縄県税条例の一部を改正する条例（平成18年沖縄県条例第40号）附則第3項」と読み替えて、新条例の規定中県たばこ税に関する部分（新条例第85条の3、第85条の5及び第85条の7の規定を除く。）を適用する。
- 7 卸売販売業者等が、販売契約の解除その他やむを得ない理由により、小売販売業者に売り渡した製造たばこのうち、附則第3項の規定により県たばこ税を課された、又は課されるべきものの返還を受けた場合には、当該県たばこ税に相当する金額を、新条例第85条の7の規定に準じて、当該製造たばこにつき納付された、又は納付されるべき県たばこ税額に相当する金額に係る控除又は還付に併せて、当該卸売販売業者等に係る県たばこ税額から控除し、又は当該卸売販売業者等に還付する。この場合において、当該卸売販売業者等が新条例第85条の5第1項から第4項までの規定により知事に提出すべき申告書には、当該返還に係る製造たばこの品目ごとの数量についての明細を記載した施行規則第16号の5様式書類を添付しなければならない。

## 規 則

沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年6月30日

沖縄県知事 稲 嶺 惠 一

### 沖縄県規則第62号

#### 沖縄県税条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県税条例施行規則（昭和47年沖縄県規則第15号）の一部を次のように改正する。

第189号様式中「営業所」を「事業所」に改める。

第195号様式中「営業」を「事業」に改める。

第198号様式中 「

営 業 所
-------------

」 を 「

事 業 所
-------------

」 に改める。

#### 附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098-866-2074</p>	<p>印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円</p>
---	---